

第7回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年1月16日(火)

招集場所 江府町特産品加工施設

開 会 午前9時00分 会長宣言

出席委員(9人)・農地利用最適化推進委員(4人)

		7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三 八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
			谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

1番 下垣 涼子
見山 收

職員及び関係者 局長 石原由美子
農林課長 下垣 吉正

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 「農地の利用の最適化の推進に関する指針」の提案について

第2号議案 非農地通知の承認について

第3号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 清水 治之

5番委員 奥田 隆範

で、合意解約の報告が来ております。以上です。

議長： それでは議事に入ります。議案第1号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の提案について、を議題とします。

事務局： すみません。もう1つだけ報告事項で、記入はしてないんですけども、報告をさせて頂きたいと思っております。これはきちんと出来上がり次第報告事項として、添付書類を付けた上で報告をしたいと思っておりますので、今日簡単に説明を致します。今年度ですけれども、29年度、農地利用状況調査を行いました。皆様方には大変ご協力を頂きまして、ありがとうございます。その中で農業委員会の方に何の届けでも提出をしていない状況で農用地に業者が土砂を搬入しているという農地が見つかりました。場所は貝田になります。地権者は3名の方でして、名前の方を申し上げますが、〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地でございます。状況調査をされました担当地区の加藤委員よりご報告を頂きました。その後事務局で現地を確認しました結果、やはり農地と言う姿はありませんで、重機が入っている状況に成っております。この時点では無断転用と言う風に成りますけれども、地権者の方に口頭で確認しましたところ、約2年前より窪直し、農地の整備のために行っているという事で、この春、30年の春には農地に戻し水稲を作るという旨の説明がございました。また、農業委員会の方に届出をしているという説明がありましたけれども、事務局の方で確認をしましたが、提出文書的な物はございませんでした。今回添付書類を添えて、土地改良法に基づかない整備の届出書の提出をしてもらう様、文書にて連絡をしたいと思っておりますので、この事について報告をさせて頂きます。以上です。

議長： 事務局の方から説明がありました様に、皆さんもその話につきましては、いろんな場で耳にされていると思っておりますが、対処の方法としては事務局が申しあげました様に、所定の手続きを踏んで頂いて、書類の提出を頂いたうえで、整理をさせて頂くという事でございますので、その整理が出来た時点で、総会の方で報告を頂けると思っておりますので、ご了解を頂きたいと言う様に思います。それでは議事に入ります。議案第1号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の提案について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第1号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の確定についてご説明を致します。資料の5ページを見て下さい。江府町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、この指針の策定につきましては、農業委員会等の関する法律、第7に農業委員会が、1. その区域内における農地などの利用の最適化の推進に関する目標、2. その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について、指針を定める様に努めなければならないと謳われております。よって今回町の農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を計りながら、指針の素案を作成し、また鳥取県農業会議の助言を得ながら素案を作成いたしましたので、ご承認をお願いしたいと思います。必ず指針について記載しなければならない農地等の利用の最適化の内容は、1. 遊休農地の解消、2.

担い手への農地利用の集積、3. 新規参入者の確保の3つの項目を必ず記載しなければならないとなっております。主な箇所を説明いたしますので、ご確認をお願いいたします。まず、5ページの所に第1として、基本的な考え方という所があります。主な処だけ読み上げをさせて頂きたいと思いますが、これの8行目の所に、しかしながら、と言うところ、江府町の場合は、高齢化、後継者の農業離れのため、担い手不足が深刻化し、新たな遊休農地等の発生が懸念されることから解消と発生防止に努めていく一方、農地中間管理事業を活用しながら、農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がありますので、飛んで、今後農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をし、担当地域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、江府町農業委員会の指針として今回定めます。と言うのが基本的な考えの所には記入しております。それに基づきまして、次を見て頂きたいんですが、6ページになります。先程言いました様に、遊休農地の解消目標と言うものを入れなければなりません。目標としましては、平成35年3月までに全遊休農地7haを解消することを目標と致します。これから出て来る表の現状と言う所の数値につきましては、この29年4月の総会にて皆様方の方に提出を致し承認を得ました、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の中の数値でございます。その現状が7haありますので、目標35年の3月にはゼロと言う風にしたいと思います。このゼロにした理由ですけれども、注意2の所を見て頂きますと、「新、農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としておりますので、江府町においてもゼロと言う事を目標としたいと思います。2番の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法でございますが、1番の所の農地の利用状況の調査と利用意向調査の実施をすること。また、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生・防止、早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場確認については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施をしたいと思います。次、7ページを見て下さい。②でありますけれども、農地中間管理機構との連携と言う事で、利用意向調査の結果を受けて、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行いたいと思います。③で、非農地の判断について、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、非農地判断を慎重に検討していきたいと思います。次2番の、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、1. 担い手への農地利用集積目標は、現状としまして176haでございます。これを35年3月には320haにしたいと思っております。参考までに町内農家の状況につきましては、その行の下方に纏めあげをしております。次8ページの(2)でございますが、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としましては、①「人・農地プラン」の作成・見直しを行ったり、②の所で、農地中間管理機構との連携をはかり、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行いたいと思います。③で、農地の利用調整と利用権設定を行いたいと思います。次、9ページを見てやってください。最後の項目の、3として、新規参入の促進について、と言うものを入れております。新規参入の促進目標としまして、今現在個人の新規参入者はゼロ人、団体の新規参入は3法人と言う事ですが、目標としましては、個人では10人、団体では9法人を上げております。この新規参入の促進に向けた具体的な推進方法としましては、①関係機関の連携であったり、②企業参入の推進であったり、③として、農業委員会の

フォローアップ活動として、下限面積に別段の面積を設定して新規就農等の促進をして行きたいと思います。以上3点の項目につきまして、この指針の中に取り入れまして、江府町の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として策定をさせて頂きましたので、ご承認をお願いしたいと思います。以上です。

議長： ただ今、議案第1号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の提案を頂きました。これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

川上： はい、6ページの遊休農地の解消目標と言う事で、現状では892haほどありまして、3年後には132ha減っていますが、これはパトロールの結果、B分類を非農地証明しますからと言う事で落とした訳ですね。

事務局： そうです。B判定の方の地目変更を致しますので減ります。取り敢えずこれくらいになるだろうという事で入れさせてもらいました。あくまでも目標になりますので。

川上： わかりました。

議長： 川上委員さん良いですか。

川上： 了解しました。

議長： 今ここに指針を提案頂いたわけですが、今説明をして頂いたわけですが、中々すぐ全体的なもの把握は出来にくいとは思いますが、説明を受けた中で何かお気づきの点がございましたら、お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。質疑、意見がありませんので、議案第1号につきまして、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。みなさん賛成ですので原案通り承認を致します。議案第2号、非農地通知の承認について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 資料の10ページを見て下さい。議案第2号、非農地通知の承認についてご説明を致します。この案件について説明をする前に、今回行いました利用状況調査により、非農地と判断された土地に係る地目変更登記の、今後の処理について簡単にご説明をしたいと思っております。農業委員会では、農地法第30条の利用状況調査により、再生利用が困難と判断される土地に対して、この農業委員会の総会の決議により、対象地が農地に該当しない旨の決定を行い、対象地の所有者及び県、法務局等の関係機関に対してその旨を通知します。対象地については、農地台帳の整理等を行う事とされておりますが、今までこの事務処理と言うのが、行われておりませんでした。先程川上委員さんの方からも

ありました、農地面積の関係ですけれども、これも今までB判定の農地がそのまま残っていたが為に、ずっと同じ数値が上がっておりました。今年度その農地を落とすが為に、結局農地の方が数値的には落ちて来ます。事務を行いたいと思います。その事務を行うにあたって、まず、利用状況調査にて非農地と判断された対象地が、先程も申しました様に農地の該当しない事を総会で諮り非農地通知書を農業委員会の方が発出し、その後、地権者からの承諾を得た上で、町が一括して法務局に地目変更の登記を行う事を前回の総会でも説明をしておりましたが、その処理の順序を今回換えさせていただきたいと思っております。まず地権者に対し、対象地を非農地とすることに対して、最初に11ページの所に文書載せておりますけれども、この文書に基づき通知をし、地権者の方から回答を得た上で総会に諮り、議決後非農地通知書を農業委員会が発出し、一覧表を作成し法務局に提出をすると言う手順にしたいと思っております。11ページの文書の方を簡単に読み上げますので、こういうものを今回B判定方の所に出したいと思っております。3行目の所ですけれども、今回農地パトロールを実施いたしました。この調査結果をもとに非農地化した農地に対して、法令の基づき所定に手続きを経て非農地通知書の発行を予定しております。今後農地として利用する意向があるなど、非農地認定にご意見がある場合は、こちらが非農地だという風に農業委員会では判定しても、いや自分は今後も非農地とされた所でも今後耕作をして行きたい、と言う回答を30年1月31日までに別紙を付けますけれども、回答書の方にご連絡を頂けます様お願いいたしますと、連絡がなくそのまま非農地にしてもかまわない、という方については当該地を農地台帳から削除し、非農地手続を進めていきますという事で、非農地通知書を発出する前に事前に非農地と判定された地権者の所にこの文章をもって確認をさせて頂きたいと思っております。確認が得た人だけを非農地と判断し、総会で議決をし、一覧表を作って法務局の方に地目の登記変更をしたいと思っておりますので、この事について了解を得たいと思っております。

上 前： 良いけども、31日と言う期限は、今月中でないかと駄目ですか。

事務局： 出来れば早いうちが良いと思っております。ただこれが、1月31日までとしたんですけれども、今回B判定の農地をザックリとなんですけど、調べ上げましたら、筆数が、4,309筆、面積が1,350,000㎡、件数は延べになりますので、地権者の数実数ではございませんが、1,117件、と言う数で、膨大になりますので、1月31日とは書いておりますが、これはちょっと難しいのかなと言う風に思います。慎重にして行かないと、皆様方の財産にもなりますし、早まって非農地にして後々問題が出て、とは思っておりますので、あと1ヶ月くらい延ばしても構わないのかなと思っておりますけれども、皆様方のご意見を聞いたうえで、ちょっとこの辺文章を書きかえようかなと思っております。

川 上： 1か月位余裕がないとちょっと無理な話ですね。

長 尾： ちょっといいですか。連絡がない場合は農地台帳から削除して、非農地手続を進めますと書いてあるんだけど、もう少し細かく、非農地手続と言うのはどう言う事かと言うのが何のことか分からないのではないかと思います。一般の人は。

事務局： それは流れるなフローチャートみたいなのを作るという事ですか。

長 尾： 具体的に言えば、一括で申請する手続きを個人でするとかしないとか、何かちょっと分かりにくいのではないかなと思います。町で一括するならそれでいいという事であればそれで良いんだけど、大体は個人すべき事でしょう。

事務局： そうですね、今までは当然、長尾推進委員さんが言われた様に、非農地の手続きについては、個人で法務局の方に足を運んだうえで、登記、地目変更をすると言うのが原則なんですけど、なかなか行かれる方がおられない、少ない、結局そのまま地目変更をされずに、田んぼや畑で残っていたというのが問題視されたので、本年度、29年度から一括して農業委員会の方が法務局の方にとい風に成りますので、言われた様に、分かり安い様に文書の方を入れさせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

長 尾： もう1つ良いですか。固定資産税の事は書かなくても良いですか。わずかな事ですけども。わずかな金額かも知れませんが、現況で。

下垣課： 固定の一覧表の時に、台帳地目と現況地目があります。台帳の方はしてあると思います。逆に山が畑になった所は現況と言う形で。

議 長： 今いろいろ話が出ていますが、質疑を求めたいと思いますが、質疑のある方はございますか。

川 上： ちょっといいですか。江府町の場合不在地主が15%おられると思います。そういう方には仕方が無いと思うけど。

下垣課： 義務者の方にも出して頂く様な形になると思います。

議 長： 非農地化に伴う聞き取りの文章の内容、説明を加えた方が良いのではないかという話が出ておりますが、その辺り事務局の方にお任せをしてお願いをしたいと思います。第2号議案につきましてですが、質疑はございませんか。

長 尾： もう1辺だけ確認ですが、非農地手続についてですが、町で一括して最終的には登記上地目変更までされるんですね。

事務局： そうです、それで皆様方に再度今後の地目の確認をして頂いた所です。

下垣課： ここの所はもう少しフローチャートで分かり安い形で、余りごちゃごちゃ書かない形で、分かり安いものを、文章でたくさん書くと皆さん分かりにくいと思いますので。

お願いしたいと思います。ございませんか。質疑、意見がございませんので、議案第3号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案通り承認いたします。以上で議事は終了いたしました、その他に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

事務局： （1）のところですが、次回の農業委員会の総会の日時でございますけれども、2月13日、火曜日、午前9時30分からを予定させてもらいたいと思います。場所についてはまた後程連絡致します。今月の農地相談会の日になりますが、1月25日、木曜日、午後1時30分から3時30分まで、山村開発センターの方で行います。今回の担当の委員さんは、一二三会長と宇田川推進委員さんになりますので、お二人の方はよろしくお願いいたします。後、今年度、平成29年度のパソコン農業簿記講習会の日になりますが、1月30日火曜日、2月6日火曜日、2月28日水曜日の午後1時30分から午後4時まで防災情報センターの方で行うように予定をしております。現在6名の方が希望しておられますので準備の方を進めさせて頂きたいと思っています。以上です。

議長： 次回の総会ですけれども、2月13日、9時30分ですが、情報センターで宜しいですか。

事務局： 多分そうなると思います。

議長： 相談会は1月25日と言う事でございます。今事務局の方から説明がございましたが、皆さん宜しいでしょうか。皆さんの方で何かお聞きになりたいような事がありましたらお受けしたいと思いますが。

川上： その他ですけれども、この前日野郡の研修会の時にも話が出ましたが、講演の中で講師の方から、意見提出の件ですけれども、町長への、ちょうど農地相談日、1月から始まります。座談会が始まりますが、その座談会の時に意見の提出を、いろんな意見を農業者の方から意見を集約して、3月位に意見の提出を農業委員会がもし座談会にもし行くんだったら出席して、当然出席する予定で、その中で出た意見を纏めて総会にかけて、町長の方に建議が無くなった訳ですから、意見の提出をして、集約する様な方法で考えたらどうでしょうか。

議長： 今言われるのは、ここで意見を纏めて

川上： 農協の座談会が始まりますが、その時にJAが主体で雑談されますが、その中に農業委員も一緒に入って、農業者の声を纏めて、総会で報告して、町長の方に意見を提出する訳ですから、まあ言えば建議の事です。建議が無くなった訳ですから、それに代わる

ものとして、意見の提出を、日野郡の研修でもそういう話が出ましたが、そういう事です。

議長： 今川上委員の言われることは、農協の座談会に農業委員もそれぞれ出席をして、皆さんの声を聞いたうえで、それを総会にかけて、纏めて行政の方に意見書として提出したらどうかと言う事ですか。

川上： そういう事です。

議長： それは考え方としては良い事かと思いますが、もう既に今年は、農協の座談会の日程は、助澤は発表がありまして。そういう事をすると言う事になれば、今年はとても間に合わないと思います。皆さんの集落はどうですか。連絡は来ていますか。

森： もう来ています。毎日連続でしょう。

議長： もう組んであって、何時頃から始まりますかちょっと分かりませんが、今川上委員さんが言われることはもっともな事だと思いますが、私の集落で座談会に行きますけれども、なかなか農業委員の皆さんが来てそういう話がなかなか出る様な雰囲気がない様なのは助澤だけかも知れませんが、それはどうでしょうか。

谷口： 去年、農業委員さんも座談会に出たと思います。割り当てがあって、その時に行きましたけど、美用と小原でしたけども、余りでなかったと思います。

議長： おそらく去年の場合は、新しい農業委員の法律が変わるという事の説明、だったかなと言う様に聞いておりますからそうかもしれませんが、今即答して、この場ですぐ決定するという事にしても、今年は間に合いませんから、そういう方向に考えて頂きたいという事であれば、来年の座談会に間に合う様に、話を纏めていきたいと思いたし、そういった問題は、座談会はもちろんですけども、普段から我々の活動として、地域の皆さんの意見を集約する、これも大きな我々の責務だと思いますので、そういった事に日頃から心がけて、皆さんの声は受け止めて頂いて、こういった総会の席では、そういう問題があれば提案をして頂く、提供をして頂くという事にも心がけて頂けたらと言う様に思いますので、川上さんの提案につきましては、今年は間に合いませんので、そういう方向にむけて皆さん方も日頃から心して頂けたらと言う様に思いますので、お願いをして、この場ではそういう事で納めさせて頂きたいと言う様に思いますのでよろしくお願いいいたします。

上前： 意見書を出すのか出さないのか、と言う様な目標を決めて、いろんな意見を集約して、いつならいつ。出すなら出す。出さないなら出さない。と言う事でいろんな意見を出して貰うという作業で良いけども、意見書を出すのか出さないのかと言う事を協議した方が良いと思います。

議 長： 今、上前推進委員さんの方から、今までは建議と言う事で、行政の方に申し立てをしていた訳ですが、建議が無くなりましたけども、農業会議の方でも話が出ますが、建議は無くなったけど、意見書として提出してくださいと、行政の方にも申し立てをして下さいと、建議ではないけど意見書と言う事で出してくださいと言う事は良く言われます。上前推進委員さんが言われます様に、江府町の農業委員会として行政に意見書を提出するかどうか、その問題についてどうでしょうか。

川 上： 提出するかどうかではなくて、これは大切な事ですから、今まで農業委員の方で、建議の中で下蚊屋ダムの件とかいろいろな事で検案事項がある訳です、流すわけではなくて、ある意味でダムの件はどうなっていますかと再度そういう話とか、これから出ると思います。減反政策とかいろいろな事で廃止になります。政策が変わって来ていますが、農業者からの声を少しでも行政の方に掛けるというのは、来年にしましよとかそういう事では無く期限を決めてでも、目標をもって。

議 長： 今意見が出ます様に、言われてみますと、農業委員会としての意見と言うものはきちんと持って、行政にも対応して行って頂く、というのが本来の姿だと思いますので、意見書は提出する様にさせて頂くようにした方が宜しいでしょうか。

宇田川： それは1件でも2件でも問題があれば出した方が。

議 長： 意見書の提出につきましては、皆さんの意見を集約して、取り組んで意見書を作成しなければいけないと言う様に思います。

上 前： 農政部会とか、そう言ったものはどうだった、

議 長： 今はないです。

上 前： では全体で。

宇田川： 全体で、その要請文を皆で考えて貰って今度の会にかけるとかしないと。

議 長： 宇田川推進委員さんが言われます様に、今度の総会にそういった意見を纏めて、意見書を提出させて頂く様な取り計らいではどんなものでしょうか。

宇田川： 各集落でそれぞれが一番困っている問題を提示して貰って、これは必要だなと言う事を、町長にお願いすることがあれば提示して貰って、後は多数決で出すという事にすれば。

議 長： わかりました。農業委員会としても、こういった大きな問題を抱えている中で、意見

書の1つも出ないと、言う事でも農業委員の役目も果たされないと思いますので、次回の総会にはそういった纏めもさせて頂いて、意見集約をさせて頂きたいと言う様に思いますので、皆さんそれぞれ次回総会までには、皆さんのお気持ち或いは担当の地域の皆さんの意見をお聞きになって、総会に臨んで頂きたいと、その場で取り纏めをさせて頂きたいと言う様に思いますので、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

宇田川： もちろん今日も町長との話はあるでしょ。

川 上： それはまた別です。

宇田川： 別だけど、今日は親睦会だから。

議 長： そういったザックバランな話しの中からでも、いろんな問題提起の糸口は掴めるかと思ひます。そういった事も踏まえて貰って、今日の発表会、報告会、そう言うもののなかで、話を聞いて頂ければよろしいかと言う様に思ひます。いろいろ話が出ましたけれども、意見書の提出、それは農業委員としてはさせて頂くという事で、次回に取りまとめをさせて頂きまひますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

長 尾： ちょっと関連して聞きますけど、農林課の方は今年はないんですか。

下垣課： 実はちょっとバタバタしてひいて、農協さんの方も何をどうかと言うのがまだ詰まっないところで、日程の方は17日から回られるという事で、前回の場合は、農業委員会の制度が変わったので、全面的に、ホームページなり町報などで周知してもなかなか行きにくい所があったので、農業委員さんを含めて全集落出させて頂いたんですが、今回はそういう所よりもある程度、集落営農とかそういう事をやって見たいと言ひますか、煙が出ている様な所は、重点的に回らせて頂ひいて、どういう風な状況かと言うのは出たいと思ひていますが、全体に出るとひう所はまだ日程調整も出来ていませんし、農協さんの方も従来通りの座談会仕様で数字をいっぱい言ったりするのは止めようかという様な事で、先般チョット話をさせて頂いて貰ったんですが、DVDで映像で見て貰って、除草だとか春作業をどういう風にやったら良いか、と言う様な事の方がかえって皆さんには良いのかなと言う事ではやっていますが、最終的にはこれでやるという所まで行きついていませんので、日程調整が遅れておりましたすみません。

長 尾： 生産調整はもう間に合わないですね。

下垣課： 生産調整はこの間みなさんも新聞の方で見られたと思ひんですが、今度は、生産調整と言うより作付面積と言う様な形で練っておひまして、鳥取県の場合は、全国で16都道府県の中の増えた方の面積の1つでござひまして、江府町の311haと言う事で、昨年の作付面積は297ですので、かなり面積的なものは、作付面積を増やしてひいて、JAさんの方もどんどん売れるという事があるので、座談会の中でもどんどん作って下

さいと言う従来通りのスタイルの説明をさせて頂いて、最終的には今月の終わりに再生協の総会をさせて頂いて、2月の中旬に調整委員さんの方に集まって頂いて、基本的には今までと同じように作れるだけ作って、日野郡の良質な食糧米を作って頂くという考えではおるところで、基本的には農協さんの方もとにかく米をどんどん作って、反対に飼料用米の方も半分くらいをきぬむすめなんかには転換できないだろうかと言う事で、農協の米穀課長なんかは、この間の会議でそのような事を言われている様でして、今までには生産調整と言う数字はありましたけど、昨年も一昨年も作って下さいと言う事でやっていたので、その言い方や方法は同じで、各個人に数字を出すのか、集落に数字を出すのか、と言うだけの事になると思います。

議長： ありがとうございます。その他に皆さん意見はございませんでしょうか、そういったしますと、総会の方は終わりたいと思いますけども、一言、農業委員さん推進委員さん、お願いを申し上げたいことがございまして、先般最初の話でも触れましたけれども、1月12日に日野郡の農業委員会の研修交流会が日南町であって、出席いたしました。江府町は事務局2名を含めて11名参加させて頂きました。率直に申し上げまして、出席率が少し悪いなと言う思いを致しましたので、ここに皆さん方をお願いをしておきたいと思う所でございますが、前に農業会議の方で招集されました、鳥取県の農業委員一同に寄って特別研修もございましたけれども、その時も、江府町は非常に出席率が悪いという事で、農業会議の方から指摘を受けたと、言う様な事もございまして、非常に事務局としても出席した当事者としても、さみしい思いをして帰った所でございますが、総会には皆さんこうして参加をして頂いておりますが、極力そう言った対外的な行事におきましても、総会と同じ様な気持ちで、皆様方に出席を頂けたらと言う事で1つお願いを申し上げておきたいと言う様に思いますので、今後とも協力頂きます様に、よろしくお願いを申し上げます。それから、第1号議案で「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、江府町の指針を作させて頂きました。今日初めて目にする方が殆んどだと思いますが、私も見させてい頂きまして、内容が私なりに良く出来ているなと言う事を感じた所でございますが、農業委員会に課せられた責務と言うのがちゃんとありますけども、この文書の中にもそれが農林水産業の通告であったり農地法であったりそう言った決められたものの中で進めていくという事は明確に示されておりまして、非常に分かり安いし素晴らしい内容だったなと言う様に見させて貰っておりますし、江府町の取り組みにつきましても、全般的に把握をした中で取り上げられているという事で、見させて頂きました。県の農業会議の方からも江府町の指針は良かったとか、或いは振興局の担当の方から素晴らしいものが出来ていたという様な話は耳にしておりまして、こうした私たちの責務をきちんと謳ってございますので、先程もお願い申し上げましたけれども、全般にわたりまして、私たちも新しい農業委員会の法律の中で立ち上がった私達それぞれの役目分担も定められておりますので、指針にそぐわない様に皆様方に活動して頂きます事を心からお願いを申し上げまして、第7回の総会を閉会いたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 3 番委員

署名委員 5 番委員